協会けんぽ やまなし

令和6年 7月号 July

職場内で掲示・回覧をお願いします。

健診受診後の協会けんぽのサポート

無料で受けられる特定保健指導

特定保健指導とは、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

対象者となった場合は、協会の補助により**無料**で特定保健指導を受けることができますので、ぜひご利用ください！

事業主・健診事務ご担当者様へのお願い

健診の結果、生活習慣の改善が必要な被保険者の方には、協会けんぽの保健師・管理栄養士が無料で健康相談（特定保健指導）を実施しております。

事業所様宛に健康相談のご案内が届いた場合は、対象となった方の面談機会を確保していただきますようお願いいたします。

※健診後の保健指導・健康相談の詳細はこちらをご覧ください。

「要治療」「要精密検査」を放置していませんか？

受診勧奨基準値		
血圧	収縮期血圧	160㎜Hg以上
	拡張期血圧	100㎜Hg以上
血糖	空腹時血糖	126㎎/dℓ以上
	HbA1c	6.5%以上（NGSP値）
脂質	LDLコレステロール	180㎎/dℓ以上

協会けんぽでは健診の結果、血圧・血糖・脂質に関する検査値が高く、医療機関への受診が必要と判定されたにもかかわらず、受診が確認できない被保険者の方に対して、「医療機関受診」のご案内をご自宅にお送りしています。

高血圧症、糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病は、自覚症状がないまま徐々に進行します。治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患や脳卒中等を発症する危険度が高くなります。「要治療」「要精密検査」と判定されたら、健診結果を持参して医療機関に相談しましょう！

保健グループ（☎055-220-7754）

早期に受診することで、重大な病気のリスクを下げられます。

全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ
☎055-220-7750（代表）
〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル
営業時間/8:30～17:15（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
申請書はホームページからダウンロードできます
山梨支部 ホームページ

資格取得や扶養異動に伴う届出は５日以内にお願いします

令和6年12月2日に現行の健康保険証の新規発行は終了し、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）に移行します。マイナ保険証を利用すると、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

マイナ保険証をご利用いただくには、各加入者の皆様のマイナンバーをご提出いただき、資格情報とマイナンバーを紐づける必要があるため、以下についてお願いいたします。

（事業主・事務担当の皆様）

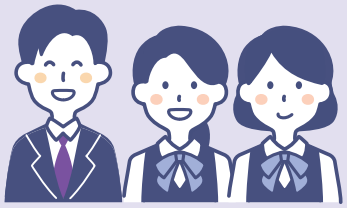

●資格取得や扶養異動の手続にあたり、マイナンバーを記載した資格取得届等を5日以内に日本年金機構へ届け出ていただきますようお願いします。（健康保険法施行規則上、5日以内の届け出が義務付けられています。）

（加入者の皆様）

●新しく就職されたり、扶養に入られたりした際、マイナンバーを速やかに事業主に届け出るようお願いします。

被保険者・被扶養者の資格取得・喪失等の詳細はこちら →

協会けんぽ山梨支部 移転のお知らせ

協会けんぽ山梨支部は令和6年**9月17日（火）**に
甲府ニッセイスカイビル7階から**4階**へ移転します。

新住所

〒400-8559　※電話・FAX・郵便番号に変更はありません。
甲府市丸の内3-32-12甲府ニッセイスカイビル4階

※郵便番号「〒400-8559」は協会けんぽ山梨支部の個別番号のため、移転後も郵便番号と宛名のみで郵便物が届きます。なお、旧住所が記載された封筒は移転後もご利用いただけます。
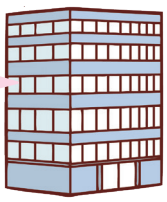
4階に移転します！